

事件・事故等の公表基準

令和6年 7月5日 改定
令和5年12月6日 策定

項目		基準（複数あるものはいずれかに該当すれば公表）
A 個人情報(※1)の漏えい・紛失		
1	書類・名簿等の漏えい・紛失	個人に関する情報や行政情報の第三者への漏えい、紛失、またはその可能性がある場合で、区民等の重要な権利・利益(生命、身体、財産、名誉、プライバシー等)を侵害する場合、またはその可能性が高い場合 ★「2 書類・名簿等の誤廃棄」は、再現が不可能な場合
2	書類・名簿等の誤廃棄★	
3	送付物の誤発送・誤投函	
4	メール、FAXの誤送信	
5	証明書等の誤発行	
B 事務処理・事業執行に伴う事件・事故		
6	支出・収入における誤り	区民等の重要な権利・利益(生命、身体、財産、名誉、プライバシー等)を侵害する場合、またはその可能性が高い場合
7	印刷物の誤記載（チラシ・ポスター・冊子等）	
8	法令等への違反	
9	通知物等の誤記載・誤計算	
10	区公式SNSの誤発信・不適切発信	
11	公金・公物の不適正な取扱い	
C システムの不具合		
12	ホームページ、業務システム、メール等の不具合	区民等へ大きな影響を与える場合
D 区立施設及び区が指導監督する施設、区主催等イベント、区が提供する行政サービス等における事件・事故		
13	利用者、参加者等の死傷等	①利用者の生命や身体に重大な被害が生じた場合 ②休館や中止等、利用や参加に大きな影響がある場合
14	施設等の破損、設備の故障	休館や中止等、利用や参加に大きな影響がある場合
15	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の公害現象の発生	基準値を超え、かつ、周辺住民等に大きな影響を与える場合
16	感染症の発生	国の通知・方針および都の感染症対策の手引きに準じる
17	食中毒の発生	江戸川区食品衛生法違反者等の公表取扱要綱の規定に準じる
18	アレルギーの発症	アレルギーに起因する症状が重篤である場合
19	特定外来生物の発見	特定外来生物被害防止基本指針に準じる
20	不審者の侵入	①死傷者が発生した場合
21	施設等の火災	②休館や中止等、利用や参加に大きな影響がある場合
22	区が保有する器物の破損、備品等の盗難(リース品含む)	休館や中止等、利用や参加に大きな影響がある場合
23	区立小中学校等におけるいじめ・体罰等	児童・利用者等の生命、心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
24	福祉・保育施設等における不適切保育、施設内虐待等	
E 区民等の不法行為・不正行為		
25	手当、補助金等の不正請求	①当該行為により、区または第三者が重大な損害を受けた場合 ②区民等へ大きな影響を与える場合
26	証明書等の不正取得	
27	かたり職員・かたり調査員による詐欺行為	
F 区職員等の不祥事		
28	区職員（区の正規職員（再任用含む）、会計年度任用職員、任期付職員、特別職）の職務上の非違行為、公務外の非行	①懲戒免職となった場合(※2) ②刑事事件に係る事案に対して、停職、減給または戒告の処分とした場合(※2) ③当該行為により、区民等が重大な損害を受けた場合、またはその可能性が高い場合 ④区民等へ大きな影響を与える場合
29	区の業務を受託した事業者の職員、指定管理者の職員、その他区の業務に従事する者による、区の業務遂行における職務上の非違行為	①当該行為により、区民等が重大な損害を受けた場合、またはその可能性が高い場合 ②区民等へ大きな影響を与える場合

※1 個人情報の定義:個人情報の保護に関する法律第二条に規定のもの。（例えば氏名、住所、性別、生年月日、顔写真、メールアドレスなど、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの）

※2 特別職においては、①免職となった場合、②刑事事件に係る事案に対して過怠金またはけん責の処分とした場合と読み替える。

注1 本基準のうち、A～Eについては、特別職および区の業務を受託した事業者の職員、指定管理者の職員、その他区の業務に従事する者が職務上行った行為も含む。

注2 本基準で言う「職務上の行為」には、公務外であっても職務と密接に関連がある場合を含む。

注3 本基準に記載の項目以外で、区民等の関心や社会に及ぼす影響の大きい事案が発生した場合、早期に公表する必要性が認められる場合、損害補てんの発生など事業執行に大きな影響を与える場合には、都度公表について検討する。

注4 全ての項目において、原則本基準に従うが、公表により被害者や利害関係者に不利益をもたらすおそれがある場合、被害者が公表を求めない場合、公表することが状況により適切でない場合は、公表しない場合がある。

注5 全ての項目において、警察による捜査等、警察が関与する事項の公表については、警察と協議の上、決定するとともに、捜査への協力を優先する。

注6 広くタイムリーに公表するため、公表の方法は区HPへの掲載とプレスリリースを基本とする。